福岡県産業廃棄物税条例

(課税の目的)

第一条 県は、産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進を図り、循環型社会の実現に資するため、 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第四条第六項の規定に基づ き、産業廃棄物税を課する。

(定義)

- 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下この条において「廃棄物処理法」という。)第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。
 - 二 中間処理 産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途にお ける産業廃棄物の処分をいう。
 - 三 中間処理業者 廃棄物処理法第十四条第六項又は第十四条の四第六項の許可(廃棄物処理法 第十四条の二第一項又は第十四条の五第一項の許可を含む。第六号において同じ。)を受けて 産業廃棄物の中間処理を業として行う者をいう。
 - 四 焼却処理 産業廃棄物を直接燃やす処理及び熱分解によりガス化させ、その発生ガスを燃やす処理をいう。
 - 五 焼却施設 中間処理業者が焼却処理の用に供する施設及び中間処理業者以外の者が廃棄物 処理法第十五条第一項の許可を受けて設置する焼却処理の用に供する施設で、県内に設置され たものをいう。
 - 六 最終処分業者 廃棄物処理法第十四条第六項又は第十四条の四第六項の許可を受けて産業 廃棄物の最終処分(廃棄物処理法第十二条第五項の最終処分をいう。)を業として行う者をい う。
 - 七 最終処分場 最終処分業者が埋立処分の用に供する施設及び最終処分業者以外の者が廃棄 物処理法第十五条第一項の許可を受けて設置する埋立処分の用に供する施設で、県内に設置さ れたものをいう。

(納税義務者等)

- 第三条 産業廃棄物税は、次の各号に掲げる区分に応じ、事業者(中間処理業者を含む。以下この 条において同じ。)がその排出する産業廃棄物の焼却処理又は埋立処分を行う場合、当該各号に 定めるその産業廃棄物の搬入に対し、当該事業者に課する。
 - 一 中間処理業者に委託して焼却処理を行う場合 焼却施設への搬入
 - 二 最終処分業者に委託して埋立処分を行う場合 最終処分場への搬入

- 三 自ら焼却処理を行う場合 自らが設置する焼却施設への搬入
- 四 自ら埋立処分を行う場合 自らが設置する最終処分場への搬入

(課税の特例)

- 第四条 県は、次に掲げる施設で特に循環型社会の形成に資するものとして規則で定めるものへの 産業廃棄物の搬入に対しては、課税をしないものとする。
 - 一 産業廃棄物を原材料として再生利用する焼却施設
 - 二 産業廃棄物の焼却熱を回収して有効利用する焼却施設

(課税標準)

- 第五条 産業廃棄物税の課税標準は、第三条各号の搬入に係る産業廃棄物の重量とする。
- 2 前項に規定する産業廃棄物の重量の測定が困難な場合においては、規則で定めるところにより 換算して得た数値を当該産業廃棄物の重量とみなす。

(税率)

第六条 産業廃棄物税の税率は、最終処分場への搬入については一トンにつき千円とし、焼却施設 への搬入については一トンにつき八百円とする。

(税額の端数計算)

第七条 産業廃棄物税は、地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「令」という。) 第六条の十七第二項第九号の法定外目的税とする。

(徴収の方法)

第八条 産業廃棄物税の徴収については、第三条第一号及び第二号の場合においては特別徴収の方 法によるものとし、同条第三号及び第四号の場合においては申告納付の方法によるものとする。

(特別徴収義務者)

- 第九条 産業廃棄物税の特別徴収義務者(以下単に「特別徴収義務者」という。)は、焼却施設を 有する中間処理業者及び最終処分場を有する最終処分業者とする。ただし、焼却施設又は最終処 分場への産業廃棄物の搬入がすべて第四条及び第十九条の規定により課税されない搬入となる 施設のみを有する者を除く。
- 2 前項の特別徴収義務者は、第三条第一号及び第二号の搬入に対して課する産業廃棄物税を徴収しなければならない。

(特別徴収義務者としての登録)

- 第十条 前条第一項の規定により特別徴収義務者となるべき者は、産業廃棄物の焼却処理又は埋立 処分を開始しようとする日の五日前までに、当該焼却施設又は最終処分場ごとに、特別徴収義務 者としての登録を知事に申請しなければならない。
- 2 前項の登録を受けようとする者は、事業開始年月日その他必要な事項を記載した規則で定める 申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第一項に規定する申請をした者を特別徴収義務者として登録し、その者に対し、規則 に定める産業廃棄物税特別徴収義務者証(以下「特別徴収義務者証」という。)を交付する。
- 4 特別徴収義務者証の交付を受けた者は、これを登録に係る焼却施設又は最終処分場の公衆に見 やすい箇所に掲示しなければならない。
- 5 特別徴収義務者証は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。
- 6 特別徴収義務者証の交付を受けた者は、焼却施設又は最終処分場に係る産業廃棄物税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から五日以内に、知事にその旨を届け出るとともに、特別徴収義務者証を知事に返さなければならない。
- 7 第三項の登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から五日以内に、規則で定める届出書を知事に提出しなければならない。

(申告納入)

第十一条 特別徴収義務者は、次の表の上欄に掲げる期間において徴収すべき産業廃棄物税に係る 課税標準たる重量、税額その他必要な事項を記載した規則で定める納入申告書を、同表の下欄に 掲げる日までに、知事に提出するとともに、当該申告に係る納入金を納入しなければならない。 ただし、焼却施設又は最終処分場を廃止し、又は休止した場合においては、その廃止し、又は休 止した日までに徴収すべき産業廃棄物税について、その日から一月以内に、これを申 告納入し なければならない。

一月一日から三月三十一日まで	四月末日
四月一日から六月三十日まで	七月末日
七月一日から九月三十日まで	十月末日
十月一日から十二月三十一日まで	一月末日

2 特別徴収義務者は、前項の表の上欄に掲げる期間について徴収すべき税額がない場合において も、前項の納入申告書を提出しなければならない。

(徴収猶予)

- 第十二条 知事は、特別徴収義務者が産業廃棄物の焼却処理又は埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を前条第一項に規定する納期限までに受け取ることができなかったことにより、その納入すべき産業廃棄物税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、二月以内の期間を限ってその徴収を猶予するものとする。この場合において、知事は、規則で定める要件に該当して担保を徴する必要がないと認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で法第十六条第一項各号に掲げるものを、規則で定めるところにより、徴しなければならない。
- 2 前項の規定による徴収猶予の申請をする特別徴収義務者は、規則で定める申請書に、当該徴収 猶予を必要とする理由を証するに足りる書類を添付して、知事に提出しなければならない。
- 3 法第十五条二の二、第十五条の二の三、第十五条の三及び第十六条の二第一項から第三項までの規定は第一項前段の規定による徴収猶予について、法第十一条、第十六条第二項及び第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は第一項後段の規定による担保について準用する。
- 4 知事は、第一項の規定により徴収猶予をした場合は、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額 中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

- 第十三条 知事は、特別徴収義務者が産業廃棄物の焼却処理又は埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した産業廃棄物税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その産業廃棄物税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条の規定により徴収猶予をしているときその他その産業廃棄物税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。
- 2 前項の規定により還付又は納入の義務の免除を申請する特別徴収義務者は、規則で定める申請 書に当該還付又は納入の義務の免除を必要とする理由を証するに足りる書類を添付して、知事に 提出しなければならない。
- 3 知事は、第一項の規定により産業廃棄物税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。
- 4 知事は、第一項の規定による申請を受理した場合は、同項及び前項に規定する措置を採るかどうかについて、当該申請を受理した日から六十日以内に申請に係る特別徴収義務者に通知しなけ

ればならない。

(申告納付)

第十四条 第八条の規定により産業廃棄物税を申告納付すべき者(以下「申告納付者」という。) は、次の表の上欄に掲げる期間における産業廃棄物の搬入に対する産業廃棄物税に係る課税標準たる重量、税額その他必要な事項を記載した規則で定める納付申告書を、同表の下欄に掲げる日までに、知事に提出するとともに、当該申告に係る税額を納付しなければならない。ただし、焼却施設又は最終処分場を廃止し、又は休止した場合においては、その廃止し、又は休止した日までに納付すべき産業廃棄物税について、その日から一月以内に、これを申告納付しなければならない。

一月一日から三月三十一日まで	四月末日
四月一日から六月三十日まで	七月末日
七月一日から九月三十日まで	十月末日
十月一日から十二月三十一日まで	一月末日

2 前項の規定により納付申告書を提出した者は、当該納付申告書を提出した後にその申告に係る 課税標準たる重量又は税額を修正しなければならない場合は、遅滞なく、規則で定める修正申告 書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければなら ない。

(焼却施設又は最終処分場の設置等の届出)

- 第十五条 焼却施設又は最終処分場を設置しようとする者(第十条第一項の規定により登録を申請する者を除く。)は、産業廃棄物の焼却処理又は埋立処分を開始しようとする日の五日前までに、焼却施設又は最終処分場の利用開始年月日その他必要な事項を記載した規則で定める届出書を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出事項に変更を生じた場合においては、変更を生じた日から五日以内に、規則で定める届出書を知事に提出しなければならない。
- 3 前二項の規定は、焼却施設又は最終処分場を譲り受け、又は借り受けようとする者について 準用する。

(帳簿の保存等)

第十六条 特別徴収義務者及び申告納付者は、帳簿を備え、規則で定めるところにより、焼却施設 又は最終処分場への搬入に関する事実をこれに記載し、第十一条第一項に規定する納入申告書の 提出期限又は第十四条第一項に規定する納付申告書の提出期限の翌日から起算して五年を経過 する日まで保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、同項の帳簿を電子計算機を使用して作成する場合については、福岡 県税条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号。以下「県税条例」という。)第四章の規定の例 による。

(賦課徴収)

- 第十七条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法、令及び県税条 例の定めるところによる。この場合において、県税条例第一条中「この条例」とあるのは「この 条例及び福岡県産業廃棄物税条例(平成十六年福岡県条例第三十四号)」と、県税条例第二条第 四号中「福岡県税条例施行規則」とあるのは「福岡県税条例施行規則及び福岡県産業廃棄物税条 例施行規則」とする。
- 2 第十二条の規定による徴収猶予をした場合の延滞金の取扱いについては、前項の規定にかかわらず、法の定める軽油引取税の例による。

(税収の使途)

第十八条 知事は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税に相当する額から産業廃棄物税の 賦課徴収に要する費用を控除した額を、産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進その他適正な 処理の推進を図る施策に要する費用に充てなければならない。

(課税の免除)

第十九条 県は、次に掲げる産業廃棄物の搬入で規則で定めるものに対しては、課税をしないものとする。

- 一 他の地方公共団体の産業廃棄物に関する課税状況により課税が 不適当な搬入
- 二 公益上その他の事由により課税が不適当な搬入

(規則への委任)

第二十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、法第七百三十一条第二項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、同日以後に行われる産業廃棄物の焼却施

設及び最終処分場への搬入について適用する。

(施行のために必要な準備)

2 第十条の規定による特別徴収義務者としての登録の手続及び第十五条の規定による焼却施設 又は最終処分場の設置等の届出は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前において も行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に焼却処理を行っている中間処理業者及び埋立処分を行っている最終 処分業者に係る第十条第一項の規定の適用については、施行日に当該事業を開始するものとみな して同項の規定を適用する。この場合において、同項中「産業廃棄物の焼却処理又は埋立処分を 開始しようとする日の五日前まで」とあるのは、「この条例の施行の日から十日以内」とする。
- 4 この条例の施行の際現に焼却施設を設置している者で焼却処理を行っているもの又は最終処分場を設置している者で埋立処分を行っているものに係る第十五条第一項の規定の適用については、施行日に産業廃棄物の焼却処理又は埋立処分を開始するものとみなして同項の規定を適用する。この場合において、同項中「産業廃棄物の焼却処理又は埋立処分を開始しようとする日の五日前まで」とあるのは、「この条例の施行の日から十日以内」とする。

(検討)

5 知事は、この条例の施行後二十年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移 等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づ いて必要な措置を講ずるものとする。